

特定事業所集中減算の概要

ケアプラン作成に当たり、サービスの依頼先が特定の法人の居宅サービス事業所に偏らないように導入された減算です。公正中立なケアマネジメントを図るため、平成18年度介護報酬改定より導入されました。正当な理由なく特定の法人への集中率が80パーセントを超えた場合、減算適用期間中は当該事業所の実施する居宅介護支援のすべてについて月200単位の減算となります。

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、以下の適用期間に従い、当該事業所が作成する居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日～同年8月末日	10月1日～翌年3月31日
後期	9月1日～翌年2月末日	4月1日～同年9月30日
前期 ※平成30年度のみ	4月1日～同年8月末日	10月1日～翌年3月31日

提出期間は前期が9月1日～9月15日まで、後期が3月1日～3月15日までです。各15日が土曜日、日曜日に該当する場合は、翌開庁日を提出期限とします。

(2) 判定方法

事業所ごとに、当該居宅介護支援事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、対象サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合が、対象サービスいずれかについて80パーセントを超えた場合には、正当な理由に該当しない限り、減算することとなります。

対象サービスのいずれかが80パーセントを超えれば減算の可能性が生じます。（サービス全部が80パーセントを超えた場合ではありません。）減算適用期間の6か月間にわたり、利用者全員分が減算対象となります。

対象サービス ※平成30年4月1日以降適用	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護
--------------------------	----------------------------

計画件数が1件であっても、紹介率最高法人の紹介率が80パーセントを超えた場合は、届出書の提出が必要になります。また、紹介率最高法人の紹介率が80パーセントを超えず、提出不要の場合であっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で2年間保管することが必要です。

(3) 正当な理由について

80 パーセントを超えたサービスがある場合、「正当な理由」に該当すれば、減算の対象外となります。正当な理由は別紙「正当な理由」の判断基準のとおりです。

なお正当な理由のうち、第三者評価を受審した上で公表に同意し、かつ、標準項目をすべて満たした評価結果であった場合は、正当な理由としての有効期間（評価実施期間の最終日を起算日として、起算日の属する判定期間から6期分）に注意が必要です。

(4) 提出書類について

「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」にて事業所より提出を受けています。新たに減算になる場合や減算が外れる場合、減算でなくなることで特定事業所加算を取得する場合は、上記とあわせ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（加算届）の提出が必要となります。